

「指定通所介護（デイサービス）」利用契約書（三者契約）

デイサービスセンター喜樂園

◇◆目次◆◇

第一章	総則
第1条	（契約の目的）
第2条	（契約期間）
第3条	（通所介護計画の決定・変更）
第4条	（介護保険給付対象サービス）
第5条	（介護保険給付対象外のサービス）
第6条	（利用者等への説明）
第7条	（運営規程の遵守）
第二章	料金
第8条	（サービス利用料金の支払い）
第9条	（利用の中止、変更、追加）
第10条	（利用料金の変更）
第三章	事業者の義務
第11条	（事業者及びサービス従事者の義務）
第12条	（守秘義務）
第四章	契約者及び利用者の義務
第13条	（利用者の施設利用上の注意義務等）
第14条	（利用者の禁止行為）
第五章	損害賠償（事業者の義務違反）
第15条	（損害賠償責任）
第16条	（損害賠償がなされない場合）
第17条	（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第六章	契約の終了
第18条	（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第19条	（契約者からの中途解約）
第20条	（契約者からの契約解除）
第21条	（事業者からの契約解除）
第22条	（精算）
第七章	その他
第23条	（苦情処理）
第24条	（協議事項）

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人北海道伊達博光会(以下「事業者」という。)は、(以下「利用者」という。)が事業者から提供される通所介護サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条(契約の目的)

- 1 事業者は介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項(以下「通所介護計画」という。)は、別紙「(サービス利用書)等」に定めるとおりとします。

### 第2条(契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約満了日の2日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、契約は更新されたものとします。

### 第3条(通所介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは契約者の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付しその内容を確認するものとします。

#### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

#### 第5条（介護保険給付対象外サービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、「重要事項説明書」に記載する介護保険給付対象外のサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第6条（利用者等への説明）

- 1 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。
- 2 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

#### 第7条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して利用者に対し、本契約に基づくサービスを提供するとともに建物及び付帯設備の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守されるものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は要介護度に応じて、第4条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。

但し、利用者がいまだ要介護度認定を受けていない場合又は居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後及び居宅サービス計画作成後、自己負担額分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

- 2 第5条第1項第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は前3項に定めるサービス利用料金をサービス利用終了時に支払うものとします。支払方法は現金による支払い、口座振込、口座振替からの選択となります。

#### 第9条（利用者の中止、変更、追加）

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 利用者が疥癬等感染性の症状がある場合には病院受診を勧め、完治もしくは感染症ではないとの医師の診断が出るまでは、事業者はサービス提供を行わない場合もあります。

#### 第10条（利用料金の変更）

- 1 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

### 第三章 事業者の義務

#### 第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員、もしくは主治医等と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの実施について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

#### 第12条（守秘義務）

- 1 事業者、サービス従事者または従業員は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に、利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の介護サービス事業者との連携やサービス担当者会議など、正当な理由がある場合には、本契約をもって利用者等又は契約者の個人情報を用いることができるものとします。

### 第四章 契約者及び利用者の義務

#### 第13条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### 第14条（利用者の禁止行為）

利用者は、事業所内での次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと。

### 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

#### 第15条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により、契約者又は利用者に見舞った損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者又は利用者に見舞った損害が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第16条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償は負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、利用者へのサービス実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者及び利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

#### 第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により通所介護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

### 第六章 契約の終了

#### 第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 利用者が死亡した場合
  - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - 六 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

#### 第19条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第7条第3項及び第10条第3項により本契約を解約する場合
  - 二 利用者が入院した場合
  - 三 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

#### 第20条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由もなく、本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第21条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第22条（精算）

第18条第1項第二号により本契約が終了した場合において、契約者が利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

## 第六章 その他

### 第23条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切な対応をするものとします。

### 第24条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本契約2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住 所	伊達市向有珠町160番地7	
	事業者名	社会福祉法人北海道伊達博光会	
	代表者氏名	理事長 猪狩庄市	印

利用者	住 所		
	氏 名		印
	(代筆)		印

契約者	住 所		
	氏 名		印